

令和7年3月19日発行

I 【重要】介護サービス事業者経営情報の報告期限をご確認ください！

令和6年度介護保険法改正により介護サービス事業所・施設は、介護サービス事業者経営情報（収益・費用、人員数など）を毎会計年度終了後3月以内に都道府県に報告することとなりました（法第115条の44の2）。報告対象となる事業所等は、介護報酬が年間（会計年度内）100万円を超える事業所等です。報告方法は「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」（厚生労働省構築）にデータを登録します。

令和6年度の報告対象である事業所等（会計年度終了時期が令和6年3月31日～12月31日まで）の報告期間は「令和7年1月～3月31日」とされていますので、報告期限（令和7年3月31日）までに報告いただくようお願いします。※令和6年度に限り報告期限が異なります。

また、介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には、「GビズIDプライム」の取得が必要となりますので、あらかじめご準備いただくようお願いします。

（報告期限）	会計年度終了時期	報告期限	会計年度終了時期	報告期限
	令和6年3月31日～12月31日	令和7年3月31日	令和7年3月31日	令和7年6月30日
	令和7年1月31日	令和7年4月30日	令和7年4月30日	令和7年7月31日
	令和7年2月28日	令和7年5月31日	令和7年5月31日	令和7年8月31日

※詳細は、厚生労働省のHP「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>）の運用マニュアルでご確認ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 【重要】介護職員が喀痰吸引等を実施するためには、認定証の交付及び事業者登録が必要です

事業所・施設で介護職員が喀痰吸引等を行っている場合

●介護職員等が研修を修了し、都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けていますか？

●事業所・施設ごとに登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）として都道府県知事の登録を受けていますか？

社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、養成課程において喀痰吸引及び経管栄養に関する知識、技能を修得した介護福祉士及び認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けた介護職員等は、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）において、医師の指示に基づき、たんの吸引又は経管栄養の医療的ケアが実施できます。

介護職員等がたんの吸引等の業務を行うためには、上記の要件をいずれも満たす必要があります。これらの要件を満たすことなく介護職員等がたんの吸引等の業務を行うことは違法行為となりますので、十分御留意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

III 【重要】長野県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金について

長野県では、介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築することを目的として長野県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金を実施します。（※本事業は、令和7年2月長野県議会定例会における令和6年度補正予算の成立を条件に実施します。）

申請にあたっては、長野県ホームページを確認の上、期日までの申請をお願いします。

（申請方法等）	申請方法	ながの電子申請サービス（※電子申請届出システムとは異なります）
	申請期限	令和7年4月15日（火）

○掲載予定先URL（長野県ホームページ）

トップページ→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課」→「長野県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kaigojinzaikakuhojyokin20250317.html>

【問合せ先】長野県健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

Ⅳ 令和7年度介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書に係る提出期限について

令和7年度も介護職員等処遇改善加算を算定する又は新たに算定開始を予定している事業所及び運営法人の皆様においては、令和7年4月15日までに処遇改善計画書の提出をお願いします。また、昨年度より計画書の提出方法を変更しておりますので長野県ホームページを必ずご確認くださいませますようお願いいたします。

(申請方法等)	申請方法	ながの電子申請サービス（※電子申請届出システムとは異なります）
	申請期限	令和7年4月15日（火）

○掲載予定先URL（長野県ホームページ）

トップページ→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」→「令和7年度介護職員等処遇改善加算について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shogukaizenshien20250306.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

Ⅴ 協力医療機関に関する届出について（（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）

このことについて、令和6年5月28日付け6介第209号において、協力医療機関の名称や取り決めの内容等について指定権者に届け出るよう通知をしておりますので、令和7年3月末日までに必ず届け出るようお願いいたします。なお、協力医療機関との連携が未締結の場合、その旨を届出に記載し、必ず届け出てください。

※協力医療機関との連携に係る義務付けの適用は令和9年3月31日までです。

また、協力医療機関の変更をする場合は、次のとおり申請又は届出を県保健福祉事務所に2部提出してください。

対象サービス	提出書類	提出期限
（介護予防）特定施設入居者生活介護、 介護老人福祉施設	・「変更届出書」（様式第一号（五）） ・変更があったことが分かるもの （例：協力医療機関の契約書の写し）	変更日から10日以内
介護老人保健施設、介護医療院	・「介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書」（様式第一号（九）） ・協力医療機関の契約書の写し	変更日の1月前まで

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「協力医療機関に関する届出について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kyouryokuiryou.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

Ⅵ 令和6年度末で経過措置期間終了の令和6年度介護報酬改定における改定事項について

令和6年度介護報酬改定において、次に掲げる改定事項については、令和6年度末（令和7年3月31日）までに経過措置が終了する予定となっております。改定事項等について改めてご確認ください、経過措置期間中に対応いただくようお願いいたします。

改定事項	対象サービス	届出書類及び提出先	提出期日
・身体拘束等の適正化のための措置 （委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施） ・身体拘束廃止未実施減算	・短期入所系サービス ・特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用型） ・介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）	別紙2に「基準型」と記載 ①書面で提出の場合 ・事業所の所在地を管轄する保健福祉事務所へ別紙2を2部提出 ②電子申請届出システムの場合 ・加算に関する届出書類に別紙2をアップロード	令和7年4月1日 （火）

※届出にあたっては令和7年3月4日付け6介第1104号を参考にしてください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

Ⅶ 令和7年度認知症介護指導者養成研修について

標記研修について、認知症介護研究・研修大府センター長から募集通知がありました。

貴所職員の研修受講を希望する場合は、健康福祉部介護支援課まで必要書類の提出をお願いします。

○長野県認知症介護指導者養成研修に関する情報（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材の養成・研修について」
→「認知症介護指導者養成研修」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/ninchisyoshidousya.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 計画係 電話：０２６－２３５－７１１１（直通）

Ⅷ 令和７年度長野県外国人介護人材住居借上支援事業に係る事業予定の照会について

標記事業の実施予定について以下のとおり照会します。外国人介護人材用の住居借り上げに必要な費用の補助を希望する場合には、県ホームページをご確認の上、必要書類を提出してください。

- 1 事業内容 介護施設を経営する者が、外国人介護人材用の住居を借り上げ居住させる場合、住居借り上げ等に必要な費用の補助を行う。
- 2 補助対象者 介護サービス事業者
- 3 対象期間 令和７年４月１日以降に事業開始し、令和８年３月３１日までに完了するもの
- 4 提出期限 前月の１８日までに提出（例：６月に事業開始する場合は５月１８日までに提出）

○掲載先 URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「外国人介護人材の確保に関する取組」→「長野県外国人介護人材住居借上支援事業の実施について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/190601zyuukyokariage.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：０２６－２３５－７１２９（直通）

Ⅸ 「信州ふくにん」（信州福祉事業所認証・評価制度）のご案内

長野県では、福祉の職場における「人材育成」や「職場環境」の整備に取り組み、一定の基準をクリアした事業者を認証する「信州福祉事業所・認証評価」制度を実施しています。（運営は社会福祉法人長野県社会福祉協議会）

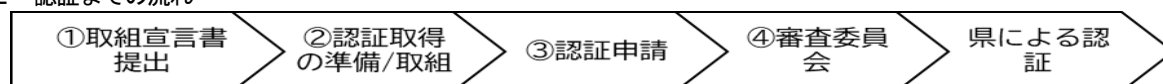
1 認証取得のための評価項目

1	人材育成理念の策定	10	個別面談の実施
2	キャリアパスの構築	11	人材育成を目的とした評価の実施
3	キャリアパスの周知	12	職位等に応じた給与体系
4	年間研修計画の策定	13	計画的な採用の実施
5	OJT の計画的・体系的実施	14	休暇取得・労働時間縮減等の取組
6	職場内外 OFF-JT の実施	15	育児・介護を両立できる仕組みの整備
7	資格取得等への支援の実施	16	職員の意見を反映させた職場環境整備
8	新規採用者への計画的教育の実施	17	健康管理に関する取組
9	個人の研修履歴の把握	18	利用者・家族からの要望に関する取組

※１～１３は人材育成、１４～１８は職場環境に関する評価項目

※信州ふくにんの詳細は、次のURLからご覧ください。<https://fukushi-nagano.jp/fukunin/>

2 認証までの流れ



※②認証取得に関し、認証評価基準に達していない項目があれば、「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」で支援します。

3 認証取得のメリット

- 福祉の職場説明会・就職相談会（長野県委託事業）での優先的参加
- 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業の利用回数を５回から７回に増
- その他、認証取得法人のPR活動協力等

【申込み・問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：０２６－２２６－７３３０ 電子メール：jinzai@nsyakyo.or.jp

Ⅹ 令和７年度介護支援専門員研修の受講申込について

令和７年度の介護支援専門員研修の受講申込の受付をしています。

受講申込については、長野県社会福祉協議会のホームページ <https://www.nsyakyo.or.jp/2025/03/03/14070/> をご確認ください。（長野県社会福祉協議会のホームページ「ふれあいネット信州」の最新情報（２０２５年３月３日）からもご確認ください。）上記のページから、受講の手引き、各研修の募集要項等をご確認いただき、４月１４日（月）までに申込を行ってください

<介護支援専門員更新研修、専門研修、再研修>

インターネットから申込を行ってください。

ただし、専門研修を受講する場合、インターネット申込の他、「実務経歴証明書」を郵送いただく必要があります。（様式等はホームページをご確認ください。）【４月１４日消印有効】

<主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修>

インターネットから申込のうえ、申込書及び必要書類を郵送してください。

申込書や添付書類の様式等はホームページをご確認ください。【４月１４日消印有効】

【問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 電話：０２６－２２６－２０００

XI 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2025 年 5 月 1 日 ～ 2025 年 5 月 31 日	2025 年 3 月 11 日 ～ 2025 年 4 月 10 日
2025 年 6 月 1 日 ～ 2025 年 6 月 30 日	2025 年 4 月 11 日 ～ 2025 年 5 月 10 日

※令和7年(2025 年)3月及び4月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp